

別記様式第30号

被 処 分 者	認 定 番 号	青森県公安委員会 第 200030 号
	自動車運転代行業者 の 名 称 又 は 記 号	ハッピー代行サービス
	主たる営業所が所在する市区町村	青森市
処 分 年 月 日		令和7年6月26日
処 分 内 容		認定取消し
処 分 理 由		6か月以上営業を休止し、現に営業を営んでいないため
根 拠 法 令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第7条第1項第3号
処分を行った公安委員会		青森県公安委員会

注1) 処分内容欄には、認定の取消し、指示処分、営業停止命令、営業廃止命令の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注2) 処分理由欄には、理由となった行為の概要を簡潔に記載する（例：「立入検査を実施したところ、△△違反が判明したもの」等）。